平成２５年（フ）第２２９号
静岡県磐田市池田1329番地２
債務者　半場　芳樹
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
静岡県浜松市浜北区沼10番地の19
債務者　河合　昭夫
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
静岡県浜松市西区篠原町17276番地の２　雇用促進住宅篠原宿舎５―402
債務者　ホルへ吉川こと　ポルタル　ヨシカワ　ホルヘ　ルイス
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２４４２号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目３番36号
債務者　吉田　美保
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６１７号
大阪市天王寺区上汐３丁目６番５号　上汐ビル201号
債務者　坂井　秀明
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７１２号
大阪市西淀川区佃５丁目５番31―806号、前住所大阪市西淀川区佃５丁目12番５―105号
債務者　岡村　雅和
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５３号
静岡県浜松市西区志都呂町4866番地の９　ヘーベル・リン202
債務者　久保谷　衡
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３４４０号
東京都江東区大島７丁目25―６―301
破産者　杉本　　稔
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４６５号
東京都荒川区町屋１丁目33―９　岩井方３Ｆ
破産者　内田　貴也
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５０２号
東京都杉並区高円寺北３丁目37―11　レインボーハイツ２
破産者　田村　成樹
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５２２号
東京都足立区南花畑４丁目31―３―301
破産者　福田　哲也
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５４６号
千葉県松戸市根本122―２―507
破産者　高木　孝子
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５８２号
神奈川県横須賀市グリーンハイツ５番３―104
破産者　中村　邦寛
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２５８号
東京都日野市三沢850　高幡台団地21―401
破産者　明石まゆみ
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７６６号
東京都中央区八丁堀４丁目11―２―302
破産者　黒木　康宏
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３２５号
東京都葛飾区四つ木１丁目16番16号
破産者　有限会社アイワイプレイテイング
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５９１２号
東京都立川市砂川町８丁目５番地の３
破産者　株式会社エム・ケイカンパニー
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５９１３号
東京都武蔵村山市岸１―53―３―203、住民票上の住所東京都立川市砂川町８丁目５―３―101
破産者　蒲木　清隆
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部